

埼玉県訓令第三号

訓令

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三十八号中

ズ
ボ
ン
一
一

を

ズ
靴
ボ

に改める。

	ン
二	一
一	一

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。